

## 成年年齢引下げを踏まえた信用組合による消費者向け貸付けに係る申し合わせ

令和4年2月25日  
一般社団法人 全国信用組合中央協会

民法改正により、令和4年4月1日付で成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳と19歳の方（以下「若年者」という。）は、自らの意思で様々な契約を締結できるようになる。この成年年齢の引下げは、若年者の自己決定権を尊重するものであり、社会参加の促進につながるものとして期待されている。

一方で、若年者は、一般的に金融取引を含む社会経験が少なく、また、今回の民法改正によりこれまで認められていた未成年者取消権を行使することができなくなるため、若年者に対してカードローン等を提供する場合には、十分な配慮が必要である。

こうした中、政府においては、令和4年1月7日に成年年齢引下げに関する関係閣僚会合（構成員：内閣総理大臣、金融担当大臣等）が開催され、若年者の消費者被害等を防止するための主な施策が報告された。

かかる状況を踏まえ、本会は若年者が過大な債務を負うことがないように、若年者に対する消費者向け貸付けについて、下記の通り申し合わせる。

会員信用組合においては、金融仲介機能を担う信用組合の社会的使命を改めて認識し、地域や特性に鑑みた上で、引き続き健全な消費者金融市場の形成に資するよう積極的に努めていくこととする。

### 記

#### **1. 配慮に欠けた広告・宣伝の抑制**

会員信用組合は、消費者向け貸付けに関して、ことさら若年者を対象にした広告・宣伝等を行わないよう努めること。

特に、今般の成年年齢引下げにより親権者の同意なしにカードローンを利用できるようになることを強調するなど、配慮に欠けた表示等を行わないよう努めること。

また、広告・宣伝においては、引き続き、お客さまの過剰な借り入れに対して注意喚起を行っていく等、多重債務の発生抑制にも努めることとする。

## **2. 健全な消費者金融市場の形成に向けた審査態勢等の整備**

会員信用組合は、引き続き、利用者利便と顧客保護の両面に十分配慮しつつ、若年者への貸付けに際しては、過剰な借入れとならないよう、特に以下の点に留意する。

- (1) 貸付け額にかかわらず、収入の状況を示す書類により、収入状況や返済能力を正確に把握することに努めること。

なお、貸金業法における総量規制（年収に対する借入れ額の比率を 1/3 以内に制限する規制）の効果として多重債務の発生が一定程度に抑制されている状況等を踏まえ、同規制を意識した審査態勢等の構築に努めてきたところであるが、若年者は一般的に収入が少ない、あるいは不安定である場合も多いと考えられることから、同規制をより意識した審査態勢等を構築し、厳格に運用するよう努めることとする。

（注）貸金業法および同法施行規則では、住宅ローン等が総量規制の適用除外とされているほか、医療費や緊急資金等が同規制の例外として位置付けられている点に留意する。

- (2) 資金用途を確認するとともに、名義の貸借やマルチ商法等にかかわっていないか等の注意喚起を行い、不自然な点が見受けられる場合には、若年者本人へのヒアリングを実施するなど、慎重な対応を行うよう努めることとする。

以 上